

令和5年第6回

月形町教育委員会会議録

令和5年11月17日

月形町教育委員会

令和5年第6回月形町教育委員会会議録

- 1 招集日時 令和5年11月17日（金） 午後4時20分
- 2 招集場所 月形町総合体育館 大会議室
- 3 出席委員 教育長 古 谷 秀 樹
委 員 岸 上 希 央
委 員 目 黒 隆 紀
- 4 委員以外の出席者 教育次長 五十嵐 克 成
主 幹 上 葛 隆 治
主 幹 野 本 和 宏
学務係長 加 藤 亮
学務係主査 亀 山 千 章
社会教育係長 今 井 学
- 5 教育行政報告 別紙のとおり
- 6 議 件
議案第17号 月形町教育委員会表彰規則に基づく被表彰者の決定について
議案第18号 月形町教育委員会表彰規則に基づく被表彰者の決定について
議案第19号 令和5年度月形町一般会計補正予算（第6号）教育関係予算について
議案第20号 今後の学校給食の在り方について
報告第19号 臨時代理の報告について（令和5年度月形町一般会計補正予算（第5号）教育関係予算について）
報告第20号 臨時代理の報告について（月形町立学校におけるタブレット端末使用規程の一部を改正する告示の制定について）
報告第21号 町内小中学校在籍児童生徒数（令和5年9月分・10月分・11月分）について
- 7 会議の顛末 別紙のとおり

令和5年第6回月形町教育委員会議案会議録
(令和5年11月17日)

○ 古谷教育長 ただいまから令和5年第6回月形町教育委員会議を開催します。

先ほど、目黒委員の2期目の辞令交付を終えた。今後ともよろしく願う。

スクールバス置き去り事案があったが、昨日、下校時の札比内便で児童が降車時に降りきっていないのにドアを閉め、ステップにまだ児童の足がある状況でステップが収納され、左足のかかとを少しこする事故が発生した。青柳の責任者と亀山主査が謝罪に自宅に赴き、その後、社長、5時過ぎ私が出向き謝罪した。児童は元気に登校している。

最近、小中学校で救急搬送された者が続いた。10月31日は、中2の男子生徒が跳び箱の着地に失敗して骨折し搬送。月小では、11月10日村川教諭が尿管結石で岩見沢市立に搬送。11月15日には中1の女子生徒が意識をなくし搬送された。女子生徒は16日は休んだが、17日は登校している。

月形高校の生徒募集で高校の説明会に来てくれた中学校に2回目の訪問を14・15日実施した。浦臼1人、緑2人、光陵3人、明成1人、精園1人、豊1人の町外9人、月中が2人の計11人。揺れている者が月中1人、東光、光陵でもいる。

全国学力テストは別紙のとおり小中ともに優秀な結果となった。来年度以降、平均的点数をめざし、上位、下位で開きのない状況としたい。

(午後4時20分開会)

○ 古谷教育長 教育行政報告を説明願います。

○ 五十嵐教育次長 1ページをお開きください。教育行政報告をご説明します。

8月18日から本日までの教育行政報告になります。

2ページ9月28日、義務教育学校早来学園を視察しました。

10月8日、月形樺戸博物館が開館し50周年を記念し、「樺戸集治監の歴史・約束を果たした人」と題し、中島 学 名誉館長を招き、講演会を博物館で開催しました。多くの方々の来場をいただきました。

3ページ、27日から29日に町民文化祭が開催され、28日には芸能発表が行われました。今年も新篠津中学校の音楽部が出演をしてくれ花を添えてくれました。

29日には、博物館の50周年事業の2本目「アートな世界・体験」を開催しました。第1部として、本田明二先生のお子さんの近藤泉さん、本郷 新 記念札幌彫刻美術館吉崎元章館長による対談を、第2部として川上りえさんによる体験型講座を開催しました。

11月2日には、委員皆さんも出席いただき、町制施行70周年記念式典が挙行されました。

5日には、4年ぶりの開催となりましたが、子ども会親睦ミニバレーボール大会が開催され、子どもたちの喜ぶ姿を見ることができました。

4ページ、10日はふれあい大学卒業書証並びに修了証書授与式が挙行されました。

14日には、月形町農協から小中高校生にお米が贈られることとなり、贈呈式が行われました。

説明は以上です。

○ 古谷教育長 ただいま、教育行政報告が終わりました。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

○ 古谷教育長 質疑なしと認めます。以上で、教育行政報告を終了します。

○ 古谷教育長 議案第17号 月形町教育委員会表彰規則に基づく被表彰者の決定についてを議題とします。
五十嵐教育次長説明願います。

○ 五十嵐教育次長 議案第17号 月形町教育委員会表彰規則に基づく被表彰者の決定についてをご説明します。

議案書5ページをお開きください。

議案第17号 月形町教育委員会表彰規則に基づく被表彰者の決定について

月形町教育委員会表彰規則(平成6年月形町教育委員会規則第1号)第3条の規定に基づき、推薦がありましたので、同規則第4条の規定に基づき、決定するものです。

1 被表彰者は、樺戸郡月形町1011番地 杉本岳人 平成10年3月23日生まれです。

2 推薦書は、6ページ、7ページとなります。推薦者は、月形剣道連盟会長 五十嵐克成です。7ページ推薦理由・経歴ですが、被推薦者は、本年8月25日に開催された第69回管内矯正職員武道大会剣道選手権試合に出場し、準優勝となり12月14・15日大阪で行われる全国矯正職員武道大会選手権試合に出場することによる推薦です。なお、全国大会に月形刑務所からの出場は17年ぶりとのことです。経歴についてはご覧ください。

本日の提出です。

以上で議案第17号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○ 古谷教育長 ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

○ 古谷教育長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第17号は本案のとおり可決することにしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○ 古谷教育長 異議なしと認めます。よって議案第17号は本案のとおり可決されました。
続きまして、議案第18号 月形町教育委員会表彰規則に基づく被表彰者の決定についてを議題とします。

五十嵐教育次長説明願います。

○ 五十嵐教育次長 議案第18号 月形町教育委員会表彰規則に基づく被表彰者の決定についてをご説明します。

議案書9ページをお開きください。

議案第18号 月形町教育委員会表彰規則に基づく被表彰者の決定について

月形町教育委員会表彰規則(平成6年月形町教育委員会規則第1号)第3条の規定に基づき、推薦がありましたので、同規則第4条の規定に基づき、決定するものです。

1 被表彰者は、樺戸郡月形町1011番地297 釣 崎 等 昭和24年5月18日生まれです。

2 推薦書は、10ページ、11ページとなります。推薦者は、月形町文化連盟会長釣崎 等です。11ページ推薦理由・業績概要・経歴ですが、被推薦者は、平成15年に文化連盟個人会員1号として入会し、事務局長に就任、その後、理事、副会長を務め、平成25年に会長に就任、現在に至っています。20年に及び積極的に連盟を牽引してきたことによる推薦です。経歴についてはご覧ください。

本日の提出です。

以上で議案第18号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○ 古谷教育長 ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

○ 古谷教育長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第18号は本案のとおり可決することにしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○ 古谷教育長 異議なしと認めます。よって議案第18号は本案のとおり可決されました。
続きまして、議案第19号 令和5年度月形町一般会計補正予算(第6号)教育関係

予算についてを議題とします。

五十嵐教育次長説明願います。

- **五十嵐教育次長** 議案第19号 令和5年度月形町一般会計補正予算（第6号）教育関係予算についてをご説明します。

議案書13ページをお開きください。

議案第19号 令和5年度月形町一般会計補正予算（第6号）教育関係予算について月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則（平成13年月形町教育委員会規則第4号）第2条第9号の規定により、令和5年度月形町一般会計補正予算について、教育委員会の意見を求めるものです。

本日の提出です。

本件につきましては、12月5日からの第4回町議会定例会に提案します本年度一般会計補正予算第6号となります。

なお、説明につきましては、総務課に提出しました歳出予算要求書によりご説明させていただきます。

15ページをお開きください。歳出です。2款、1項、8目財産管理費、教職員住宅管理経費、次のページをお開きください。10節需用費、修繕料91千円の増です。教職員住宅の臨時修繕の増です。補正予算要求時点では、既に流用で支払い済みの教員住宅退去時の住宅清掃料、科目は手数料ですが28千円を改めて予算要求しましたが、流用のまま手数料の補正は行わないこととなり、修繕料91千円増で補正予算要求をするものです。

17ページ、10款、1項、3目教育振興費、小中一貫教育推進事業、次のページをお開きください。7節報償費、義務教育学校開校準備委員謝礼の63千円の増です。本年2月22日の第2回教育委員会議でもご説明したとおり、この開校準備委員会委員は、非常勤特別職としての身分ではなく、教育委員会の私的諮問機関委員として謝礼を報償費より支払いをしております。現在、ワークショップなどで鋭意協議をしており、この開校準備委員会の開催増によるものです。

本日の提出です。

以上で議案第19号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

- **古谷教育長** ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。
（質疑なしの声あり）

- **古谷教育長** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第19号は本案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

- **古谷教育長** 異議なしと認めます。よって議案第19号は本案のとおり可決されました。
続きまして、議案第20号 今後の学校給食の在り方についてを議題とします。
上葛主幹説明願います。

- **上葛主幹** 議案第20号 今後の学校給食の在り方についてをご説明します。
議案書19ページをお開きください。

議案第20号 今後の学校給食の在り方について

月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則(平成13年月形町教育委員会規則第4号)第2条第1号の規定により、今後の学校給食の在り方について、教育委員会の意見を求めるものです。

本日の提出です。

20ページをお開きください。

1 検討の必要性についてです。学校給食センター施設につきましては、築30年以上を経過し老朽化が進んでおり、今後の施設整備等のあり方について、検討が必要な時期にきています。また、1日当たりの給食数は建設時から約7割減少しています。

平成4年度の建設から31年を経過し耐用年数を迎えており、施設整備に数年必要であることを考慮すると、なるべく早く今後の学校給食の在り方について決定していく必要があります。

月形町人口ビジョンでは、今後も児童生徒数の著しい減少が予測されており、この後説明させていただきます「調理員の不足など」、現状における様々な課題を踏まえたとき、「新たな施設整備を行うことが本当に妥当であるか」についても、併せて検討が必要な状況であると考えております。

2 現状における課題等についてです。アにつきましては、今ほどの施設の老朽化になります。「イ 児童生徒数の将来人口推計」では、年少人口(15歳未満)につきましては、令和2年と比較して令和22年には概ね半減が予測されています。

21ページになります。

「ウ 施設整備」では、義務教育学校の計画を踏まえ、月形中学校敷地に建て替える場合は6億円程度の事業規模を想定し、現在の給食センター施設を大規模改修する場合は、1億円程度の事業規模を想定しています。なお、機能強化などの様々な条件によって国庫補助金や起債を活用できる場合もあります。

「エ 調理員の不足」につきましては、慢性的な不足傾向となっています。調理員の不足により令和2年9月から令和5年3月まで米飯加工業務の外部委託を行っております。

「オ 学校給食事業に係る年間経費」では、令和5年度より給食費が無償化となりました。事業費の実質負担は、毎年5千万円強程度となります。

「カ 町民の意見」としましては、令和3年のまちづくり懇談会や令和4年の義務教育学校設置審議会において、「外部委託の検討」や「児童生徒の減少が見込まれる中で、新たな施設を造ることが本当に必要か、更に深く掘り下げた審議が必要である」との意見をいただいています。

「(2) その他」として、先ほどのとおり、令和5年度より給食費が無償化となり、今後も保護者負担は発生しない状況となっています。

3 比較検討についてですが、今後の学校給食の在り方として、現在における検討可能な方向性としては、「①大規模改修（既存施設）」、「②建替（中学校敷地）」、「③民間配食サービスへの移行」、「④他市町村との共同運営（他市町村へ依頼）」の4つが考えられます。ただし、「④他市町村との共同運営」につきましては、近隣市町村も「調理員の不足、民間委託の検討、賄材料費の高騰、給食費の値上げ、今後の30人/学級を見据えた対応」など、本町と同様に様々な課題に直面している状況にあり、現段階において「受入可能」と返答いただけたところはなかったため、現実的な比較検討の対象から除外させていただいております。

22頁のとおり、①から③について「比較検討表」として簡単にまとめさせていただきました。

表の上から「整備費」につきましては、①及び②については大きな整備費が必要になりますが、③スクールランチにつきましては、施設が必要ないため整備費の負担はありません。「運営費・維持管理費」につきましては、③のスクールランチは、現行の給食センターの半分程度の負担で実現可能となっています。「継続性（人員確保）」につきましては、③のスクールランチに係る調理員などの人材確保は特に必要ありません。「効率性・安全性」につきましては、「②建替」として中学校敷地への新築が有利と判断されます。「アレルギー対応」につきましては、①から③のすべてで対応可能です。「食育」につきましては、栄養教諭の配置、地産地消、地域の特色を生かしたおいしい給食等の郷土を愛する心などを考慮すると、①や②のとおり現在の学校給食センター方式が有利と考えられます。

このように子どもたちの食育を考えたときには、「①大規模改修」や「②建替」のように現状の給食センター方式を維持することが理想と考えられます。しかし、先ほどのとおり今後の人口減少、町全体の財政規模・財政状況、整備費に係る住民負担、調理員不足による事業の継続性など、将来におけるまちづくりへの不安についても、併せて十分に考える必要があります。

民間配食サービスであるスクールランチにつきましては、既に道内でも数件の実績があります。報道にもあるとおり同配食サービスへの移行を検討している自治体もあり、本選択肢を積極的に排除する理由も見当たらないものと考えています。

従いまして現段階におきましては、先の3つの選択肢を念頭に置きながら、子どもたちの食育やまちの将来像とのバランスを総合的に考慮し、今後の学校給食の在り方を検討していくこととします。

4 今後の方向性についてについては、「(1) 昨年のアンケート調査の実施結果について」につきましては、本年2月22日開催の教育委員会でも説明させていただきました。アンケートの総体意見としましては、今後の給食費の値上げや全体経費の圧縮を踏まえ、「スクールランチの検討も止むを得ない」との意見が7割と、多数を占めたものと考えています。

令和5年度の給食費無償化により、現在の保護者動向が変わっている可能性はあるものの、スクールランチそのものについて否定的な意見は少なく、一定程度「スクールランチの検討」は許容されているものと考えられます。

これらを踏まえて、23頁の「(2) スクールランチ試食会等の実施について」ということで、試食会を実施してはどうかと考えています。

冒頭の「1 検討の必要性」のとおり、なるべく早く学校給食センターのあり方を決定していく必要があります。しかし、スクールランチにつきましては、喫食経験のある方がほとんどいないため、「どのようなものであるか」という理解が現状では不足しているものと考えられます。

つきましては、「スクールランチがどのようなものであるか」、または「学校給食の代替となりうるか」について、子どもたちや保護者へ理解を深めていただくことを目的に、令和6年度にスクールランチの試食会を実施したいと考えています。

試食会の実施に併せてアンケート調査を行い、保護者等の意向などを把握する計画です。実施時期や場所などについては、今後、学校等と協議を進めていきたいと考えています。

なお、本試食会につきましては、前述のとおり学校給食の在り方の検討における選択肢の一つとして理解を深めるものであり、スクールランチへの移行を前提としたものではありません。

「(3) 試食会におけるアンケート調査結果を踏まえた検討について」ということで、月形町学校給食センター運営委員会において、試食会におけるアンケート調査結果を踏まえ、今後の学校給食の在り方について改めて協議を進めていきたいと考えています。

なお、本スクールランチ試食会の実施につきましては、10月18日に開催された学校給食運営委員会において了承いただいております。

「5 その他」です。「(1) スクールランチ」につきましては、昨年のアンケート調査でご承知のことと思いますが、参考資料1を改めて配付させていただきましたので、お時間のある時にご覧ください。

「(2) 他市町村の動向について」につきましては、参考資料1になります。3・4頁には留萌市、5頁には歌志内市、6頁には長沼町の記事が掲載されています。

このようにスクールランチの検討には、保護者等の理解が必要不可欠であり、検討までには相当程度の期間を要するものと考えられます。

議案の23頁に戻ります。これらを踏まえまして「(3) 令和9年度開校予定の義務教育学校との関連性について」、23頁・24頁になります。

先ほどの他市町村の動向からも学校給食の在り方をすぐに決定することは大変難しい状況と考えられます。義務教育学校における本検討との関連性につきましては、学校給食センターの在り方がどのような形になったとしても対応できるよう、義務教育学校の中学校敷地への建設にあたっては、「給食センターを建設できる敷地を確保しながら、建設計画を進める」こととしており、本年２月に策定した「義務教育学校基本構想」でも学校給食センターの設置について考慮しています。

以上、議案第２０号「今後の学校給食の在り方について」の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ **古谷教育長** ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

○ **古谷教育長** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第２０号は本案のとおり可決することにしたいと思います。
これにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○ **古谷教育長** 異議なしと認めます。よって議案第２０号は本案のとおり可決されました。
続きまして、報告第１９号 臨時代理の報告について（月形町一般会計補正予算（第５号）教育関係予算について）を議題といたします。
五十嵐教育次長、説明願います。

○ **五十嵐教育次長** 報告第１９号 臨時代理の報告について（月形町一般会計補正予算（第５号）教育関係予算について）をご説明いたします。

議案書２５ページをお開きください。

報告第１９号 臨時代理の報告について（月形町一般会計補正予算（第５号）教育関係予算について）

月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則（平成１３年月形町教育委員会規則第４号）第４条の規定により、別紙のとおり臨時代理をしたので、同規則第６条の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

本日の提出です。

報告の内容についてご説明いたします。

本件は、１０月１３日召集の第３回町議会臨時会に提案し、可決をいただきました月形町一般会計補正予算（第５号）教育関係予算となります。

（歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は２８ページから２９ページの第１表 歳入歳出予算補正によります。）

40ページをお開きください。歳出10款教育費についてご説明します。

10款、1項、3目教育振興費、17節備品購入費498千円増です。本件については9月7日に発生しました、スクールバス置き去り事案の発生の対策として、スクールバス3台に車内置き去り防止装置設置の費用です。

参考資料3の2ページをお開きください。赤く囲みました車内確認用後方ブザー方式のもので、4ページをお開きください。エンジンを切った際、「車内確認を行ってください」と車内アナウンスが流れ、車内を確認し、後方の赤いボタンを押すことにより確認を終了するものです。万が一確認操作がされない場合は、110デシベルの大音量アラームが車外に警報されます。実際子供が置き去りになった場合、子供が乗降口の黄色ボタンを押すことにより、同様にアラームが車外に流れ、周りに知らせることとなります。

1台150千円の3台分450千円の消費税495千円です。設置は、12月日です。

なお、本件の10月の臨時会時点では補助事業の情報がなく、過日、「子供の安心・安全対策緊急支援事業費補助金」の通知があり、1台上限88千円の申請を済ませたところでは。来年2月の教育委員会に歳入の補正予算を計上することとなります。

以上、報告第19号についてご説明いたしました。ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○ **古谷教育長** ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

○ **古谷教育長** 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。報告第19号は報告のとおり承認することにしたいと思います。
これにご異議ございませんか
(質疑なしの声あり)

○ **古谷教育長** ご異議なしと認めます。よって報告第19号は報告のとおり承認されました。
続きまして、報告第20号 臨時代理の報告について(月形町立学校におけるタブレット端末使用規程の一部を改正する告示の制定について)を議題といたします。
五十嵐教育次長、説明願います。

○ **五十嵐教育次長** 報告第20号 臨時代理の報告について(月形町立学校におけるタブレット端末使用規程の一部を改正する告示の制定について)をご説明いたします。
議案書43ページをお開きください。
報告第20号 臨時代理の報告について(月形町立学校におけるタブレット端末使用規程の一部を改正する告示の制定について)

月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則（平成13年月形町教育委員会規則第4号）第4条の規定により、別紙のとおり臨時代理をしたので、同規則第6条の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

本日の提出です。

報告の内容についてご説明いたします。

参考資料4 2ページをご覧ください。児童生徒に貸与していますタブレット端末につきましては、コロナ対応で急遽感染が拡大した際の対応として、金曜日に自宅に持ち帰り不測の事態に備える体制を取っておりましたが、現在は、通常の家学習においてもタブレット端末を使用することから、この第6条第6項を削除することにより、持ち出し原則禁止の規定を廃止し、毎日家庭に持ち帰ることを可能とするものです。

なお、この件については、国でも促進をしており、現状に合わせ改正を行なうものです。

以上、報告第20号についてご説明いたしました。ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○ 古谷教育長 ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

○ 古谷教育長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。報告第20号は報告のとおり承認することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか

（質疑なしの声あり）

○ 古谷教育長 ご異議なしと認めます。よって報告第20号は報告のとおり承認されました。

続きまして、報告第21号 町内小中学校在籍児童生徒数（令和5年9月分・10月分・11月分）を議題といたします。

五十嵐教育次長、説明願います。

○ 五十嵐教育次長 報告第21号 町内小中学校在籍児童生徒数（令和5年9月分・10月分・11月分）についてをご説明します。

議案書45ページをお開きください。

報告第21号 町内小中学校在籍児童生徒数（令和5年9月分・10月分・11月分）について

令和5年9月分・10月分・11月分の在籍児童生徒数になります。

本日の提出です。

在籍数の内訳についてご説明します。

議案書 46 ページをご覧ください。

8月16日、小学3年生の女子1名と小学5年生の男子1名の兄妹が転入し、小学校が2名増の70名、中学校は変更なく51名、計121名となりました。

以上、報告第21号についてご説明いたしました。ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○ 古谷教育長 ただいま説明が終わりました。質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

○ 古谷教育長 質疑なしと認めます。

○ 古谷教育長 お諮りします。報告第21号は報告のとおり承認することにしたいと思えます。これにご意義ございませんか。

(異議なしの声あり)

○ 古谷教育長 異議なしと認めます。よって報告第21号は報告のとおり承認されました。

○ 古谷教育長 以上で、本委員会に付議されました議案はすべて終了いたしました。よって令和5年第6回月形町教育委員会を閉会します。

(午後5時6分閉会)

この会議録は、事務局教育次長が作成したものであるが、その内容は正確であることを証するためここに署名する。

令和5年11月 日

教 育 長 _____